



K110.1

38.1

小學生徒心得

緒言

夫人ハ幼穉ノ時ヨリ學校ニ入り勉強

シテ身ヲ修メ行ヒテ正シ智ヲ開キ業

ヲ昌ニシ人ニ頼ラズシテ自營スルノ

基ヲ立テスバアルベカラスサレバ智

者ト富貴ハ勉強ヨリ生ズトイヘリ天

下有用ノ人トナリ世ニ貴重セラレテ



富榮ヲ一生ニ全スルモ世間無用ノ人
 トナリ世ノ輕蔑ヲ受ケテ一生ヲ貧賤
 ニ過スモ皆幻釋ノ時ヨリ勉強シテ學
 問セルト否ザルトニ原クモイナレバ
 各篤ク左ノ箇條ヲ守リ毫モ懈ルコト
 莫ク將來ノ幸福ヲ受ル様心懸ルコト
 肝要ナリ

第一條

毎朝ハヤ
 ク起キ面
 チアラヒ
 ロヲソ、
 ギ、髮ヲク
 シケツリ、
 衣服ヲ夕
 シウシ、



惟業

父母尊長へ一禮、其安否ヲウカビ、ヒ、
 食事オハリテ、夕、ニ、學校へマイル、
 用意ヲナスベシ、尤、當日入用ハ、筆紙書
 籍ナド、取り落シナキヤウイタスベシ

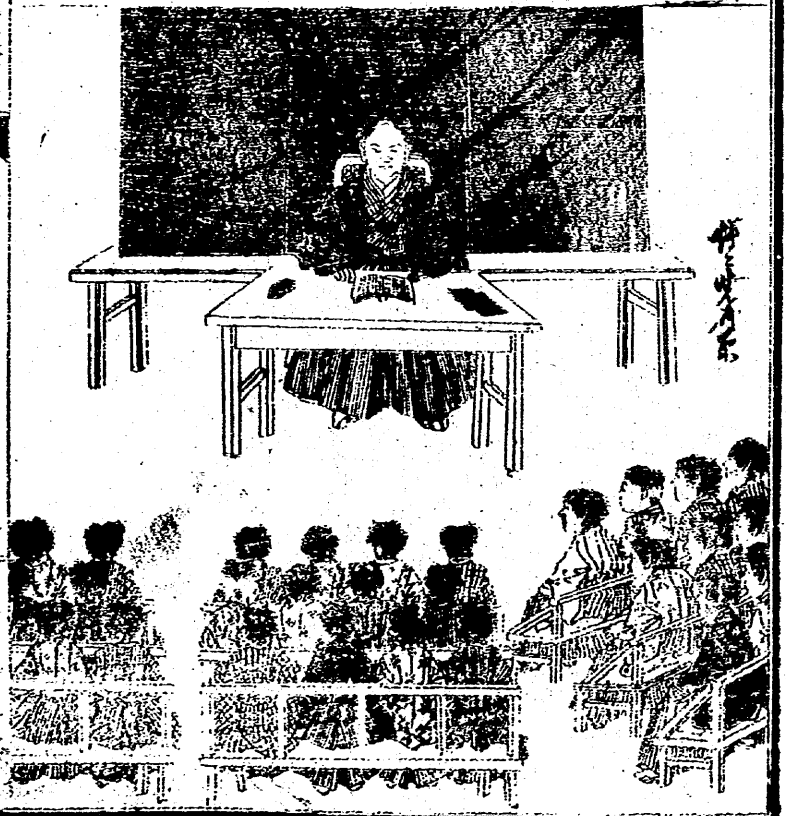
第二條

學校昇降ノトキハ、マヲスニオヨバズ、
 其外ヨソへ往クトキモ、歸リタルトキ
 モ、其ノヨシヲ、父母尊長ニ告ゲテ、敬禮

ヲナスベシ

第三條

教師ハ、我
 ニ學術ヲ
 サツケ、智
 ヲ開キ、才
 ヲ長シ、將



長シ、將

來幸福ヲウクル基ヲタテタマフ恩人
ナレバ、常ニ敬禮ヲ闕クベカラズ

第四條

舉止ハシヅカナルベク、言語ハオダヤ
カナルベシ、教場ニ入りテハ、先ヅ教師
ニ敬禮ヲ行ヒ、心ヲシヅメテ業ニツキ、
他念ナク教師ノ教ヲウクベシ、若シ夕
ガハシキコトアラバツバラカニ質問

スベシ

但質問スルトキハ、他生ノ妨ゲトナ
ラザル様心掛クベシ

第五條

他生ノ善キコトハ之ニナラヒ、己モマ
タカクノゴトクシ、己善キ事アリテ、教
師ニ褒メラル、トモ、オゴリテ之ヲ才
コルベカラズ

第六條

校内ハマナスニヲヨハス他ノ處ニ於
キテモ惡キ遊ヒヲナスベカラズ善キ
友ニハシタクマジハリ惡キ友ハ慎
ミテ避クベシ

第七條

已ヲエザル事アリテ昇校ノ時刻ニ後
レタルトキハ其由ヲ教師ニマヲシテ

差圖ヲ待

ツベシ

第八條

教ヲ受ル
トキハ勿
論スベテ
我意我慢
ヲ出スベ



先生

カラス、教場ニアリテ、己ノ意ヲノベン
トオモハバ、右ノ手ヲ揚ゲ、教師ノ許可
ヲ受ケテ後、オダヤカニ言葉ヲ發スベ
シ

第九條

急ニ覺エシトスルトキハ却テ忘レヤ
スキモノナレバ、一事ヲ覺エテ後、一事
ニ移ル様心掛クベシ、覺エアレキトテ

倦ミ急ルベカラズ、油斷ナク勉強スレ
バ、自然ニ覺エルモノナリ

但日々退校ノ後、其日教エラレタル
トコロヲ、幾回モクリカヘシ讀ムベ
シ

第十條

教師ニ告スシテ、ミダリニ教場ノ出入
ヲナスベカラズ

第十一條

障子襖ノアケトキハ静ニナシ、書物器
械ハ丁寧ニ取扱ヒ、破損セザル様注意
スベシ

第十二條

行厨ハ昇校ノトキ、扣所ニ置キ、正午喫
飯ノトキハ静ニ食シ、衣服ヲケガサ、
ル様注意スベシ、又人ノ膏梁ヲ羨スル

食ヲ譏ルヘカラス

第十三條

學校ヘハ行厨ノ外、食物玩具金錢ナド
ヲ持參スベカラス

第十四條

人ノ衣裳ノ精粗美惡等ヲ稱譽譏笑ス
ベカラス

第十五條

ト學

學校へ往復ノ途中ハ勿論平
 トキトイヘドモ路傍ノ樹木花草ヲ損
 害シ或ハ菓實ヲトリ田畝ヲ踏ミ荒シ
 尾礫土塊ヲ投グルナドスベテ不儀
 アルベカラス又何レノ處トイヘドモ
 濫書スベカラス

第十六條

學校へ昇降スル途中ニ於キテ遊ヒ戯

ルベカラ
 ズモシ車
 馬ナドニ
 行キ逢フ
 トキハ之
 ヲ避ケテ
 其通リス
 グルヲ待



ツベシ、必其ノ前ヲ馳セ過クベカラズ

第十七條

學校へ行キタルトキハ勿論用事アリテ他家へ行キタルトキトモイヘト已ノ履屐笠傘ナドヲ、ミタリニ捨テ置クベカラズ、又他人ノ品ハ、挨拶ナク用フベカラズ

第十八條

朋友ト睦クマシムハリ、不敬不遜ノ振舞アルベカラズ、人ヨリ争ヒテ仕懸ルトモ之ト争フベカラズ、又人ヲ誹謗スベカラズ

第十九條

尊敬スベキ人ニ出デアフトキハ直立シテ敬禮スベシ

第二十條

人ノ子弟
 タルモノ
 ハ、日々學
 校ニ至リ
 テ、學業ヲ
 勉勵スル
 ノモニテ
 ハ、未全ク



其務メヲ盡スモノニアラズ、歸宅ノウ
 へ、辛勞ヲ厭ハズ、父母長者ノ命ヲ奉行
 スベキモノトス

第二十一條

學業進歩シテ、己ノ能クスルトコロ、父
 母尊長ニ於キテ、偶知ラザルコトアリ
 トモ、驕リテ之ニ誇ルベカラス、若シ父母
 尊長ノ問フコトアラバ、謹ミテ之ニ答

V.110.1-38

小學生徒心得

へ、尊敬ノ意ヲ失ノベカラス

小學生徒心得終

明治十二年四月版權免許
同 十四年九月五日讓請御届

定價金三錢三厘

編纂 群馬縣

東京府士族

出版人 原亮

東京本町三丁目十七番地

賣弘書肆

